

民法改正（相続）と相続対策 ～特別寄与制度の創設～（その8）

今回は、民法改正の最終回で、特別寄与制度の創設と相続対策への影響の解説です。被相続人の子の妻が被相続人を長年介護するといったことは現実によくみられますが、寄与分は共同相続人の中だけで認められ、子の妻は相続人ではないので寄与分（民法904条の2）は認められません。家庭裁判所は子の妻の介護による貢献を子の行為と同一とみなして寄与分を認めるなどして柔軟に対処してきましたが、夫が被相続人より先に死亡している場合は、このような対処はできないという問題や、被相続人の兄弟姉妹による貢献についても寄与分を認めなければ不公平であるという問題が残っていました。

1. 特別寄与制度の概要

今回新設された「特別寄与制度」は、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続放棄をした者、相続欠格事由のある者、廃除された者を除く。以下「特別寄与者」といいます。）は、相続開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払を請求することができるというものです。

ただし、相続の開始後、相続人に対し特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは特別寄与料の支払いを請求することができません。

なお、この改正は、令和1年7月1日から施行され、施行日前に開始した相続については従前の例によることとされています。

寄与分制度は、昭和55年の民法改正により創設され、「共同相続人中」で被相続人の財産の維持または増加に「特別の寄与」をした者があるとき、被相続人の財産からその寄与分を差し引いたものを相続財産とし、その者の相続分は法定相続分に寄与分を加えた額とする制度で、寄与分については共同相続人の協議によって定めるのが原則です。協議が調わないときは、家庭裁判所が諸般の事情を考慮に入れて決定することとされています。

寄与分は、家事従事型、療養看護型、金銭出資型、扶養型、財産管理型などの類型がありますが、一般的な親族間の扶養ないし協力義務を超える特別な寄与行為がある場合に限り寄与分が認められています。そのため、特別寄与料についても同様の判断基準によって特別の寄与の有無、金額等が判定されるものになると思われます。

● 寄与分が認められた直近の裁判例

裁判所	審判/決定年月日	遺産総額	寄与分	特別の寄与の内容
東京高等裁判所	平成22年9月13日	3,062万円	400万円	介護が13年余りの長期間にわたって継続して行われ、同居の親族の扶養義務の範囲を超え、相続財産の維持に貢献した側面があると評価することが相当
大阪家庭裁判所	平成19年2月26日	22,902万円	750万円	6年間に渡り排泄にまつわる介護を行った
京都家庭裁判所	平成18年10月24日	9,360万円	2,808万円	48年間同居し、農業の手伝い、不動産の取得や維持管理のために3,448万円を支出。一方、同居の親族として本件建物を自宅として無償で使用、農作物等を消費するなど、被相続人との同居により生活上の利益を得ていた。

2. 特別寄与料の課税関係（相法4条②、相法13条④）

特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、特別寄与者が、特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税を課税することとしました。この場合に、新たに相続税の申告義務が生じた者は、その事由が生じたことを知った日から10か月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません。

特別寄与者は、一親等の血族及び配偶者以外の者であることから、相続税額の二割加算の対象者とされます。また、特別寄与料は遺贈によって取得したものとみなされることから、その被相続人から相続開始前3年以内に生前贈与を受けていた場合には、生前贈与加算の対象となります。

一方、相続人が支払うべき特別寄与料の額は、その相続人に係る相続税の課税価格から控除することとされました。その場合、相続税の更正の請求によって相続税の還付を受けることができるように更正の請求の特別を見直します（相法32条①三七）。

この特別寄与料を受けた者は、修正申告をしなければならない（相法31条②）と規定し、支払った者は、更正の請求をすることができる（相法32条①）としています。

なお、遺留分侵害額の請求に基づき支払いを受けた者は、修正申告をすることができる（相法31条①）としている点が異なることに留意しておかなければなりません。

（文責：山本和義）